

令和2年6月16日 衆議院原子力問題調査特別委員会議事録

○江渡委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

きょうは、地元静岡県の浜岡原発について、特にコロナの影響下における作業についてお伺いをいたします。

まず、このコロナによってかなり作業自体にも影響が出ているのかなと思いますが、実際に浜岡原発で作業員に感染者が出たという話は聞いておりません。しかし、コロナの第二波を懸念される中において、今後多数の作業員に感染者が出た場合、いろいろなグループに分けてシフトをしいたりしているかと思いますけれども、その複数のチームにおいて感染者が出た、こういったような場合にどのように対応していくのか、まず教えてください。

○村瀬政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）

お答え申し上げます。

中部電力など電気事業者は、新型インフルエンザ等対策特措法に基づく指定公共機関とされているところでございます。この指定公共機関というのは、新型コロナウイルス感染症の発生時においても安全を確保しつつ電気の安定的な供給に必要な業務を継続するため、業務計画を作成し、インフラを守り、ライフラインを維持するという責務を負った機関として位置づけられているわけでございます。

したがいまして、この指定公共機関、ライフラインを預かる指定公共機関が策定した業務計画に基づいて中部電力は対応を実施しているという状況でございます。

その中身でございますけれども、新型コロナが国内発生のおそれが生じた段階から、検温を含めた体調管理の徹底ですか感染疑いのある従業員の隔離など、感染防止対策を徹底するとともに、仮に感染が拡大した場合でも、社内で四〇%程度の欠勤が想定される状況となった場合においても、発電所の運転監視、それから緊急時対応等の重要業務を継続できる要員体制を確保する、こういうことになってございます。

これに基づきまして、浜岡原子力発電所においても、本業務計画を踏まえまして、例えば、運転監視や緊急時対応要員について、グループ分けをいたしましてそれを細分化し、同時に多発の要員が感染するリスクを回避するとともに、感染者発生時の交代要員を多重に確保するなど、具体的な対策を実行してきたものと承知しております。

こうした対策により、委員から御指摘いただきましたとおり、同発電所で新型コロナウイルスの罹患者は確認されておらず、また、重要業務の継続にも現時点では問題は生じていないと承知しておりますけれども、引き続き、中部電力に対してこの業務計画を踏まえた適切な業務実施を求めていきたいと考えてございます。

○日吉委員

今、四〇%を想定した対応をされているということなんですかけれども、仮に四〇%を超えた方が感染するような事態があったときにはどのように対応するのか。何か策はあるんでしようか。

○村瀬政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）

この業務計画に基づきましては、四〇%程度の欠勤が想定される事態にならないような対応を徹底していくということになってございますので、今申し上げたような指定公共機関としてライフラインを預かっている事業者として、そういう事態が起きないように徹底した対策を講じていくということと理解してございます。

○日吉委員

四〇%を超えるようなことがないような対策をするということで、仮に超えた場合には現時点では対応策がない、こういうふうに理解をいたしました。

次に、作業の内容なんですけれども、不要不急とよく言われますが、不要な作業はないと思いますけれども、不急な作業と今やらなければならない作業というのがあると思うんですけれども、どのような形でこれを切り分けて適切に対応されているのか、御説明ください。

○村瀬政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）

お答え申し上げます。

中部電力浜岡原子力発電所におきましては、本年一月以降、新型インフルエンザ等特措法に基づく業務計画に基づきまして、国内外の感染状況ですとか政府、自治体の方針を踏まえまして感染防止対策を実施しているところでございます。

こうした中で、四月十三日からは、事務作業に従事する職員の在宅勤務の徹底ですとか延期可能な点検作業の先送りなどにより、社員の出勤抑制を行ったというように聞いてございます。

その後、政府の緊急事態宣言が解除され、また、発電所で新型コロナウイルスの罹患者が確認されていないという状況を踏まえまして、六月一日からは、引き続き感染防止対策を徹底した上で、在宅勤務ですとかフレックスタイムといった取組により、こうした取組も積極的に活用し、通常の業務内容に戻す中で必要な、できる限りの業務の作業の抑制を図っているというように承知しているところでございます。

なお、こうした対応に当たっては、地元自治体に業務の状況ですとか感染防止対策等を説明し、御理解を得つつ進めているというように聞いてございまして、経産省といたしましては、引き続き、中部電力に対し、感染防止対策を徹底するとともに、地元にしっかりと御説明し、御理解を得ながら適切に業務を進めるよう求めていきたいと考えてございます。

○日吉委員

次に、災害というのはいろいろなものが重なると思います。コロナの感染だけではなくて、そこに地震という大事故が発生した、このような複合的な状況が発生したときにどのように浜岡原発は対応するのか。その計画、対応を教えていただけますでしょうか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えいたします。

まず、停止中の原子炉においては、使用済み燃料の冷却が進んでおります。特に、浜岡原子力発電所のような長期間停止中の原子炉においては、長期間にわたってこの冷却が継続しておりますので、燃料から発生する発熱量は既に小さなものとなっています。

このため、先生のおっしゃるような地震、津波、あるいはテロのような行為によって使用済み燃料が置かれている燃料プールが壊れるというような事態になった場合であっても、い

わゆる事故が起きたときに必要な措置をとるための期間というのは、冷却が進んでいることにより、非常に長い時間、したがいまして時間的な余裕が十分にあります。

その上で、緊急時における事業者の対応につきましては、浜岡原子力発電所も含めて、新型コロナウイルスへの感染防止対策を実施しながらも、原子力災害対策活動を行うための緊急時の措置として、要員や資機材の配備、そういった拡大防止を図るための措置を進めているところでございます。

○日吉委員

時間的余裕があるというお話ではございますけれども、想定していないことというのがいろいろ起きることがあると思います。

津波があつて燃料プールにある燃料が拡散してしまったというようなことも考えられますし、そういった状況において、実際にどのように地元の住民が適切に避難をしていくことができるのか、そして、それはコロナで感染者がもしもすごい多数の方が発生しているようなときに、かなり混乱しているようなときにどのように対応できるのか、防災という避難計画の観点から説明をいただけますでしょうか。

○佐藤（暁）政府参考人（内閣府大臣官房審議官）

お答えいたします。

浜岡原子力発電所に起因する原子力災害、複合災害も含めてですけれども、これに対しましては、基本的に、関係自治体の作成しております地域防災計画、避難計画や原子力災害対策指針に基づき避難や屋内退避などの防護措置を実施することとなっております。

その際、今般の新型コロナウイルス感染症などの感染症流行下にある場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画などによる感染防止策を実行することも重要でございます。

放射線に対する防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させてまいりたいと思っています。具体的には、避難などの過程及び避難先などにおける感染拡大を防ぐため、避難所、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの感染対策を実施することとなっております。

このような対応の考え方につきましては、静岡県を始めとして、関係自治体とも認識を共有しているところでございます。

今後、地域防災計画、避難計画の充実化などに向けて、地域原子力防災協議会、こういったものの枠組みのもと、地域の実情を熟知している関係自治体と一体となって、原子力防災体制のさらなる改善に努めてまいりたいと思っております。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、想定外のことが起きる、そして、いろいろな混乱をしている中で適切に対応ができるようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。